

第70回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

- 日時：平成29年6月19日（月）9：10～9：15
- 場所：特別室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。
早速、議題「福島復興再生基本方針（案）について」、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。

5月に改正福島特措法が施行され、法に基づく「福島復興再生基本方針」についても、法改正の内容の反映や復興の状況等を踏まえ、変更することとなりました。

これまで、変更内容について国との協議を重ねてきましたが、今月12日、基本方針の変更案が正式に示され、福島特措法第5条第3項に基づき、福島県知事の意見が求められているところです。

本基本方針案については、「原子力災害からの福島の復興及び再生」、「避難指示・解除区域の復興及び再生」、「福島全域の復興及び再生」の3部構成となっております。

内容としては、90ページにわたって、避難指示解除後の生活環境整備、特定復興再生拠点への配慮、福島イノベーション・コースト構想の推進など、今後の福島の復興・再生に必要な事項が広範に記載されております。

本日まで、県内59市町村すべてから意見を聴取した上で、県知事意見の案をとりまとめました。

資料右側のとおり、国に対し「1. 施策実施に必要な予算の確保」、「2. 避難指示・解除区域の復興及び再生」、「3. 安心して暮らすことのできる生活環境の実現」、「4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等」、「5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置」の記載内容の確実な実施等について、意見を提出したいと考えております。

今後は、本基本方針に基づく施策を国とともに着実に実施し、全庁一丸となって復興・再生に取り組んでまいります。

説明は以上です。

【鈴木副知事】

今の説明について何かありますか。無ければ、意見案について原案のとおり決定することといたします。

知事からお願いします。

【知事】

「福島復興再生基本方針」は平成24年7月の閣議決定以来、5年ぶりの変更となります。

この間、福島県の復興・再生は着実に進んでおりますが、未だに多くの方々が避難生活を送っているなど、福島県の状況は未だ「有事」の状況にあります。今回の方針変更にあたって、各部局が国と福島県の有事の状況をしっかりと協議してきた結果、復興庁を始め、政府の皆さんも福島県の実情を真摯に受け止め、この基本方針案をまとめていただきました。

政府には、今回提出するこの意見を踏まえ、今後速やかに基本方針を閣議決定していただくとともに、新しい基本方針に基づき、引き続き、福島県や市町村に寄り添って、福島の復興・再生を共に進めていただきたいと考えております。

皆さんも、この新しい基本方針を「てこ」として、復興が一層加速するよう、国、市町村、そして県民の皆さんと連携して取り組んでください。

以上です。

【鈴木副知事】

それでは、以上で復興推進本部会議を閉じます。